

よりよい整備をめざして

1. 道路の整備

これが、誰もが歩きやすい道の標準形です。

■ 車道と分離された歩行空間を確保します。

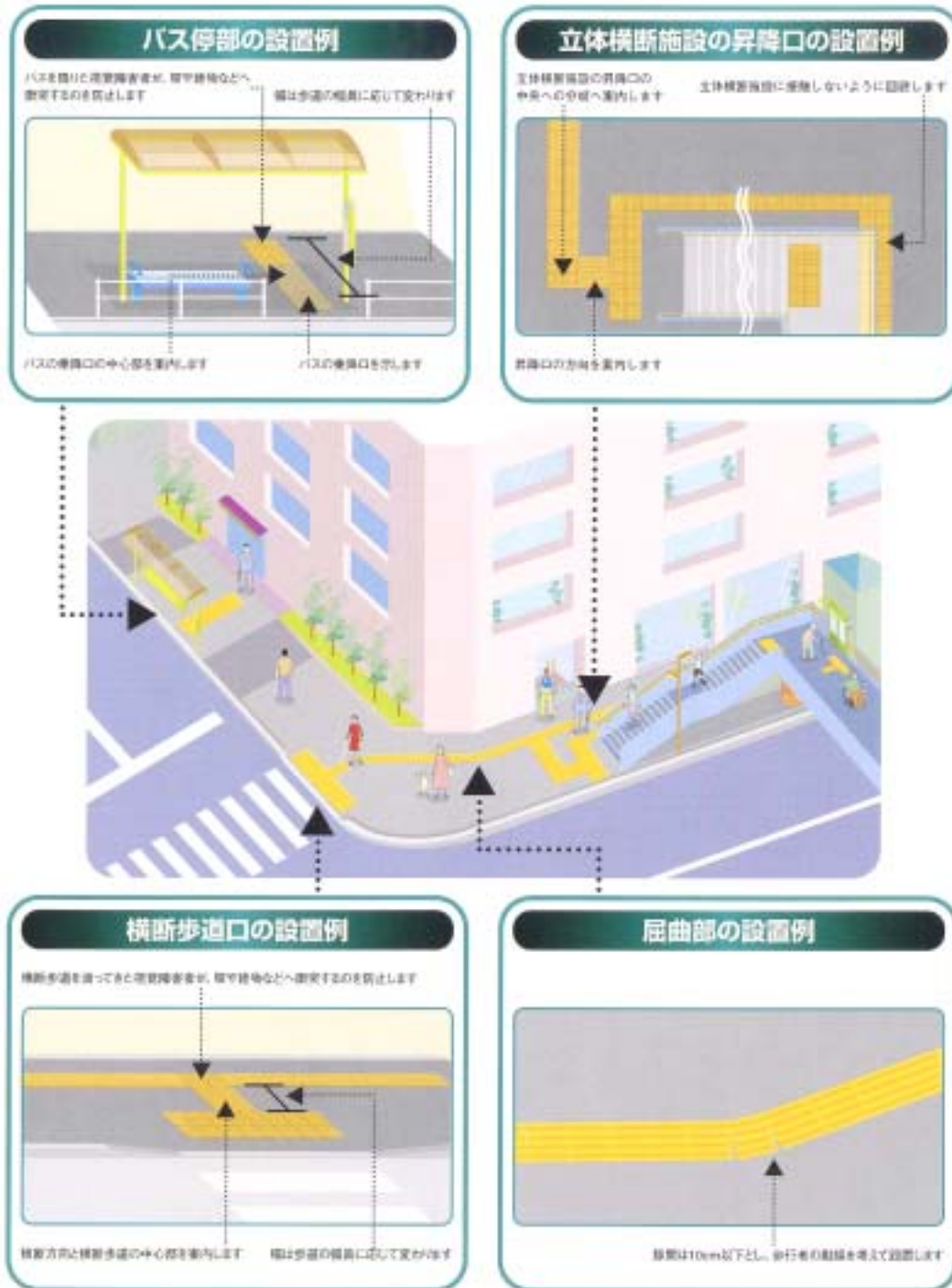
- 横断勾配を1%以下とします。また、平坦で滑りにくく、水はけの良い舗装を行います。(車いす使用者などが通行しやすくします)
- 横断歩道に接続する歩道部分を平らにします。(車いす使用者の信号待ちや方向転換を行いやすくします)
- 縦断勾配を5%以下とします。(車いす使用者などが通行しやすくします)
- 平坦な部分の有効幅員を2m以上とします。(車いす使用者などがすれ送る幅を確保します)
- 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(視覚障害者に方向の指示や注意の喚起を行います)
- 歩道の高さは5cmを標準*とします。(車両乗り入れ口が連続しても、歩道に波打ちが起こらないようにします)
- 横断歩道との段差は2cmを標準とします。(視覚障害者に歩道と車道の境目を分かりやすくします)
- 縁石の高さは15cm以上とします。また、必要に応じ、植樹帯、柵、並木を設置します。(車道と歩道を分離することで、歩行者の安全を確保します)

*バス停、車両乗り入れ型の設置状況、隣接民地との高低差の処理など、状況に応じ決めていきます。

出典：「誰もが安全、安心、快適に移動できる道をめざして」歩行空間のバリアフリー化
道路広報センター パンフレットより

2. 視覚障害者誘導ブロックの整備

設置における留意事項は・・・



注1) 視覚障害者誘導ブロックの設置方法は、設計の視覚障害者誘導ブロック設置設計圖に基づいて下さい。

出典：「誰もが歩きやすいみちづくりのための視覚障害者誘導用ブロック」
 道路広報センター パンフレットより

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成12年11月15日改正）参照
 標準案内用図記号（平成13年3月決定）（<http://www.ecomo.or.jp>）参照
 視覚障害者誘導ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（JIS T 9251）（平成13年9月20日制定）参照

3. 低床バス対応のバス停整備

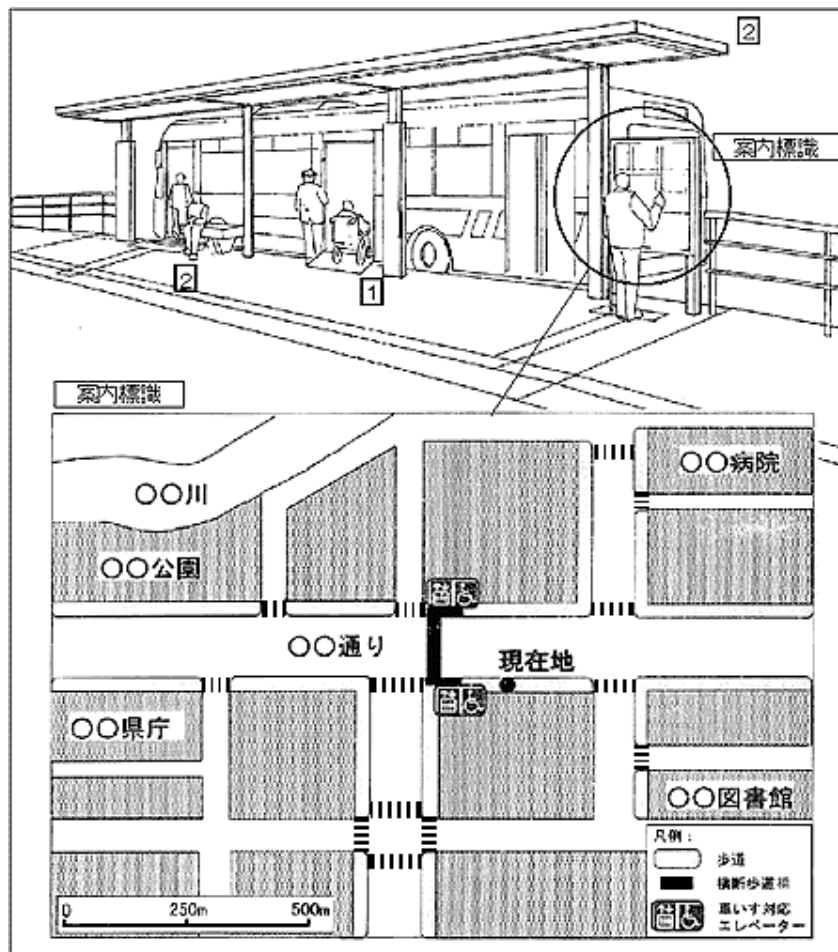
道路の構造に関する基準等検討案 バス停

低床バスを導入するバス停は、車いす使用者等の安全な乗降を確保するために、高さ15センチメートルを標準とするマウントアップ形式とします。

(考え方)

車両メーカー等へのヒアリングの結果、バス乗降口に設置している乗降用スロープは、高さ15センチメートルの歩道において車いす使用者が乗降できることを想定していること、低床バスのフロントオーバーハング部が歩道面と接触しない望ましい歩道の高さは、15～18センチメートル程度であること等から、これらを勘案して15センチメートルを標準とすることを検討しています。

バス停には、原則としてベンチ及び上屋を設けるものとします。



出典：交通バリアフリー法における道路の構造に関する基準等の検討案
平成12年7月 国土交通省